

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則(四四・税務課)

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第四十四号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「県税事務所長」を「地域振興局長」に、「県税事務所」を「地域振興局」に改める。

第四条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 二以上の地域振興局の所管区域内に自動車の主たる定置場を有する納税義務者に係る条例第八条第一項第七号ただし書の規定の適用については、当該納税義務者が一の自動車の主たる定置場を選択して知事に届け出た場合は、当該届出に係る定置場の所在地とする。

第四条の二に次の一項を加える。

6 第四項の規定による知事に対する届出は、次に掲げる事項を記載した書面により、納税義務者が選択した自動車の主たる定置場の所在地を所管する地域振興局長を経由して行うものとする。

- 一 納税義務者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- 二 選択した自動車の主たる定置場の所在地

第五条の見出しを「(郵便局への納付等)」に改め、同条中「郵便官署」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する委託事務を行う施設を含む。)」に改める。

第十五条の表中「過誤納金等還付(充当)通知書」を「過誤納金等還付(充当)通知書(兼)口座振替済通知書」に改める。

第二十条第一項第一号(五)中「第五条第四項」を「第六条第六項」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第二十七条第一項第二号中「、農業改良資金助成法」を「又は農業改良資金助成法」に改め、「又は秋田県農業振興対策基金条例(昭和四十五年秋田県条例第十六号)第三条の規定に基づく農業振興対策資金」を削る。

第二十七条の二の表中「及び条例附則第十五条の二第三項」を削り、「、第六項及び第八項」を「及び第六項」に改め、「、条例附則第十五条の二第三項」を削る。

第三十条の見出しを「(条例第八十六条第一項の規則で定める競技会)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第八十六条第一項第五号」を「第八十六条第一項第三号(二)」に改め、「競技会は、」の下に「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第六条第一項に規定する国民体育大会の予選会である競技会並びに」を加え、同項を同条とする。

第三十条の二中「同条第一項第一号に掲げる者にあつては身体障害者手帳、同項第三号に掲げる者にあつては」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(ゴルフ場利用税の非課税に係る申請)

第三十条の三 法第七十五条の二又は第七十五条の三の規定の適用を受けようとする者は、その利用の際に、ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に申請書を提出するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類又はその写しを提出しなければならない。

- 一 法第七十五条の二第一号又は第二号に掲げる者 前条に規定する書類
- 二 法第七十五条の二第三号に掲げる者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)(その他同号に掲げる者であることを証する書類)
- 三 法第七十五条の三第一号に掲げる利用 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手の氏名及び住所、当該選手が利用するゴルフ場の名称及び所在地その他必要な事項が記載された知事(同大会の予選会にあつては、県の教育委員会)が発行する証明書
- 四 法第七十五条の三第二号に掲げる利用 ゴルフ場を利用する学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の氏名及び住所、これらの者が利用するゴ

ゴルフ場の名称及び所在地その他必要な事項が記載された学校の学長又は校長が発行する証明書

2 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、前項の規定により提出を受けた申請書及び書類を、条例第九十二条の納入申告書を提出する際に併せて提出するとともに、非課税の措置が適用された者の一覧表を作成し、当該納入申告書に添付しなければならない。

第三十六条の表中
 条例第八十 ゴルフ場利用税率 様式第百八十七号
 六条第二項 特例適用申込書

「 条例第八十 ゴルフ場利用税率 様式第百八十七号
 六条第二項 特例適用申込書

を
 第三十条の ゴルフ場利用税非課 様式第百八十七号の
 三第一項 税措置適用申請書 二 に改める。

第三十条の ゴルフ場利用税非課 様式第百八十七号の
 三第二項 税利用者一覧表 三

第四十六条の二の三第二項第二号中、「昭和二十五年法律第百二十三号」を削る。
 第四十六条の四第二項中、「証明書を」を「書類を」に改める。

第五十一条第二項中、「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

第五十一条の三第五項中、「秋田県税事務所長が指定する者の証明書」を「秋田地域振興局長が必要と認める書類」に改め、同条第六項中、「秋田県税事務所長」を「秋田地域振興局長」に改める。

第五十七条の表中
 第五十二条 軽油引取税特別徴収 様式第百五十八号
 の三第二項 義務者指定通知書

第五十二条 軽油引取税特別徴収 様式第百五十八号
 の三第二項 義務者指定通知書

を
 地方税法施 課税免除に係る軽油 様式第百五十八号 に改める。
 行規則第十 数量等報告書 の二

八条の十一
 第二号

附則第三項を削る。
 様式中「~~酒造業事務所~~」を「~~酒造業事務所~~」に、「~~農産物加工所~~」を「~~農産物加工所~~」に、「~~漁業関係所~~」を「~~漁業関係所~~」に改める。
 様式第七号その一を次のように改める。

様式第7号 納税証明書交付申請書 その1

納税証明書交付申請書

年 月 日

秋田県 地域振興局長 様

住(居)所(所在地)

氏名(名称)

申請者
(証明を受ける者)

印

次の者に納税証明書の交付申請及び受領を委任します。

年 月 日

(委任欄)

住(居)所(所在地)

氏名(名称)

申請の委任を受けた者

印

申請のを行う者

印

次の目的に使用するため、次の事項について県税に関する証明書の交付を受けたいので、地方税法第20条の10の規定により申請します。

使用目的	1 担保権の設定(資金借入申請)	2 () 入札参加資格申請	3 建設業許可申請、変更届	請求枚数
	4 自動車の廃車・名義変更	5 その他()		
証明事項	1 納付(入)すべき額、納付(入)済額、未納額及び未納の場合の法定納期限等 法人県民税(過去 年分) 法人事業税(過去 年分)		2 県税の徴収金について滞納のないこと	
	個人事業税(過去 年分) 自動車税		3 その他()	

手数料の免除	免除を受ける理由
該当条項	県税に関する証明等手数料徴収条例第5条第1号(第2号)

申請(委任)者 確認欄	1 運転免許証	2 旅券	3 健康保険証	4 その他()	県税に関する証明手数料	納付金額 ¥

(注) 印欄には、記入しないでください。

様式第八号その二を次のように改める。

様式第8号 納税証明書 その2

納税証明書

住居所
(所在地)
氏 名
(名 称)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日 秋田県

地域振興局長



加える。
様式第八号中その四をその五とし、その三をその四とし、その二の次に次のように

様式第8号 納税証明書 その3

納税証明書

住居所
(所在地)
氏 名
(名 称)

年度及び区分	科 目	納付(入)すべき額 円	納付(入)済額 円	未納額 円	法定納期限等

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

秋田県

地域振興局長



様式第六十九号を次のように改める。

様式第69号 過誤納金等還付(充当)通知書(兼)口座振替済通知書

過誤納金等還付(充当)通知書
(兼)口座振替済通知書

住所
(所在地)
氏 名
(名称) 様

あなたが納付(納入)した県税に係る徴収金について過誤納金等が生じたので、次のとおり還付(充当)します。

秋田県 年 月 日
地域振興局長 印

次の還付金を指定のあつた金融機関口座に振り込みましたので、お知らせします。

秋田県 年 月 日
地域振興局出納室長 印

還付金合計額 (才)	円
充当した金額 合計(力)	円
差引還付金額 (才)-(力)	円
支出決定日	

この処分に不服がある場合の救済の方法

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることが出来ます。
なお、審査請求書は正副2通を作成して、なるべく当地域振興局を経由して提出してください。

1 過誤納金等の内訳

年度	税目	番号	事業年度等・実績月・期別	課税区分	過誤納金等発生理由		
					年月日		
処理番号	徴収区分	納期限	納付(納入)すべき金額 (ア)	納付(納入)した金額(イ)	差引額(イ)- (ア)	還付加算金額 (工)	還付金額計 (ウ)+(工)
			円	円	円	円	円
計							(才)

2 充当の内訳

年度	税目	番号	事業年度等・実績月・期別	課税区分	徴収金区分	充当した金額	充当後の未納額	充当適状日
						円	円	
計						(力)		

3 還付加算金の内訳

処理番号	計算始期の地方税法又は地方税法施行令根拠	計算期間	計算日数 (日)	基礎税額(千円)×率×日数(日)=計算還付加算金額(円)	確定金額(円)

4 支払方法

隔地払	支払場所	振込人	秋田県出納長	支払番号
口座振替	払込金融機関種別	振込元	秋田県指定金融機関	
	振込日		秋田銀行県庁支店	

様式第七十四号中「殿」を「様」に、「本県」を「当」に改める。
 様式第八十三号中「当所」を「当地域振興局」に改める。
 様式第一百五号中「当事務所」を「当地域振興局」に改める。
 様式第三百三十号中「確認した金額」を「確認した債権額」に改める。
 様式第三百三十三号及び様式第三百三十四号中「県税事務所長」を「地域振興局長」に「殿」を「様」に改める。
 様式第三百六十号の四中「この通知書を発した」を「当」に改める。
 様式第三百六十四号「様式第三百七十二号」様式第三百八十二号及び様式第三百八十三号中「この処分をした」を「当」に改める。
 様式第五百二十五号の三「証明書」の次「、この届出書を提出する年前3年間の農地等に係る農業経営に関する明細書」を「当」に改める。
 様式第五百八十六号中「この通知書を発した」を「当」に改める。

利用者の区分		左の確
会 員	第1号該当(身体障害者) 第2号該当(学生等) 第3号該当(老年者)	身体障害者手帳・ 運転免許証
非会員	第4号該当(早期・薄暮) 第5号該当(国体等の選手)	()

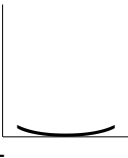
様式第五百八十七号中

認方法	利用者の区分	左の確認方
身分証明書・ ()	会 員 非会員	第1号該当(年齢65歳以上70歳未満) 第2号該当(早期・薄暮) 第3号該当(国体等指定練習日等)

法	
明書	

に改める。

様式第五百八十七号の次に次の二様式を加える。



様式第187号の2 ゴルフ場利用税非課税措置適用申請書

ゴルフ場利用税非課税措置適用申請書

ゴルフ場利用税特別徴収義務者

様

秋田県 地域振興局長

地方税法第75条の2（第75条の3）の規定により、ゴルフ場利用税の非課税措置の適用を申請します。

氏名		性別	男	女
住所				
生年月日(M・T・S・H)	年	月	日	
(歳)				
利用年月日	年	月	日	
スタート時刻	午前・午後	時	分	

利用者の区分	
年齢 18 歳未満の者	
年齢 70 歳以上の者	
障害者	
国民体育大会参加選手	
学校の教育活動	

該当する欄に を記入してください。

本人確認の書類	
運転免許証	
旅券	
身体障害者手帳等	
学生証又は生徒手帳	
健康保険証	
国民体育大会参加証明書	
その他()	

該当する欄に を記入してください。

様式第187号の3 ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表

ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表 (年 月分) (枚中の 枚目) 特別徴収義務者名					
1	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
2	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
3	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
4	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
5	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
6	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
7	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
8	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
9	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		
10	氏 名			性別	男 女
	住 所				
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	利用年月日	年 月 日	
	利用者の区分	18歳未満 70歳以上 障害者 国体 学校	証明書等番号		

様式第百八十八号中「~~の~~」を「~~に~~」に改める。
様式第百八十九号中「~~の~~」を「~~に~~」に改める。
様式第百九十号を次のように改める。

様式第190号 ゴルフ場利用税納入申告書

	処理 事項	通信日付印 ・ ・	入力年月日	入力者印	修正入力年月日	入力者印
年 月 日	特別徴収義務者の 住所(所在地)及 び氏名(名称)印		第 号			
秋田県 地域振興局長 様	ゴルフ場	名 称	㊟			
		所在地				

年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書	申告期限	年 月 日
-------------------	------	-------

利用区分	利用人員	税率		税額(×)
		等級		
通常利用	人		円	円
非課税の適用を受けた利用 (ア)		/	/	/
税率の特例の適用を受けた利用 (イ)				
計				

(ア) 欄の明細 (法第75条の2又は第75条の3関係)	
年齢18歳未満の者 (法第75条の2第1号)	人
年齢70歳以上の者 (法第75条の2第2号)	
障害者 (法第75条の2第3号)	
国体等の利用 (法第75条の3第1号)	
学生等の教育活動の利用 (法第75条の3第2号)	

(イ) 欄の明細 (条例第86条関係)	
年齢65歳以上70歳未満の 者の利用(第1号)	人
早朝薄暮の利用 (第2号)	
国体の指定練習日等 (第3号)	

備考

様式第百九十一号中

身体障害者	田	田
学生等		
学生等		
早期簿書利用者		
団体等の選手		

を

年齢65歳以上
早期簿書の利
団体指定練習

	田	田
田		
田		

に改める。

様式第百五十一号の四中「この処分をした」を「当」に改める。
 様式第百五十三号中「種狩猟免許」を「免許」に改める。
 様式第百五十六号の三及び様式第百五十六号の五から様式第百五十六号の八までの規定中「秋田県秋田県税事務所長」を「秋田県秋田地域振興局長」に改める。
 様式第百五十七号の三中「この通知書を発した」を「当」に改める。
 様式第百五十八号の次に次の一様式を加える。

様式第258号の2 課税免除に係る軽油数量等報告書

課税免除に係る軽油数量等報告書 (年 月分)						年 月 日
様						
特別徴収義務者 (報 告 者)			住所又は所在地 氏名又は名称			㊟
課税済軽油の概要						
1 当月中の課税済軽油引取数量		引 取 数 量				
合計引取数量	内 訳	流通番号1番	リットル	流通番号6番	リットル	
		流通番号2番	リットル	流通番号7番	リットル	
		流通番号3番	リットル	流通番号8番	リットル	
		流通番号4番	リットル	流通番号9番	リットル	
		流通番号5番	リットル	流通番号10番	リットル	
2 課税済軽油の受払等						
前月からの課税済軽油の繰越数量			=前月の			リットル
当月中における課税済軽油の引取数量						リットル
当月中における課税済軽油の引渡数量						リットル
当月中における課税済軽油の自己消費数量						リットル
当月末における課税済軽油の在庫数量			= + - -			リットル
課税済軽油引取りの流通状況 (流通番号1番)						
1 軽油引取税を申告 (予定)した状況		申告(予定)した都道府県及び事務所等 申 告 者		都道府県		事務所
		住所又は所在地 氏名又は名称				
流 通 の 状 況	(1) 商流 (該当する業者区分に を付けてください。)			(2) 物流		
	業 者 区 分	住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称	取 引 年 月 日 引 取 数 量			
	出 荷 者 (元・製・特・輸)	出荷地	/			
	元・特・販		. .			
	元・特・販		. .			
	元・特・販		. .			
	元・特・販		. .			
	元・特・販		. .			
報 告 者		. .				
3 現実の納入先		住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	引 渡 数 量		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
				リットル		
4 輸送業者		住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称		住 所 又 は 所 在 地 及 び 氏 名 又 は 名 称		

様式第二百六十四号中

枚	交付年月日 又は種類	業種又は用途	使用者証番号 又は記号	返納免稅軽油使用者証 又は返納免稅証の明細

に改める。

「様式第二百七十一号及び様式第二百七十四号中」「この通知書を発した」を「当」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の秋田県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

枚	数量	リットル

を

返納免稅軽油使用者証		返納免稅証の明細	
使用者証の番 秋 田 県 第	交付年月日	業	業

号	交付年月日	業	種
種	記号番号	種類	枚
		リットル券	枚
			リットル

購読料金 一月三千五百円

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号

印刷者 印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 (082) 8766 FAX (083) 0005
E-mail: matsubarara@matsubararansatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄